

仲裁人の開示義務違反を理由に仲裁判断を取り消した事例

【文献種別】 決定／大阪高等裁判所
【裁判年月日】 平成28年6月28日
【事件番号】 平成27年（ラ）第547号
【事件名】 仲裁判断取消申立棄却決定に対する抗告事件
【裁判結果】 原決定取消し・申立て認容（仲裁判断取消し）
【参照法令】 仲裁法18条4項、44条1項4号・6号・8号
【掲載誌】 金判1498号52頁

LEX/DB 文献番号 25448105

事実の概要

1 本件は、 X_1 ・ X_2 （抗告人・申立人）が、 Y_1 ・ Y_2 （相手方）との間における一般社団法人日本商事仲裁協会（以下「JCAA」という。）で行われた仲裁事件にかかる本件仲裁判断の取消しを求めた事案である。

2 X らと Y らとの間で契約をめぐる紛争が生じたので、平成23年6月16日、 Y らは、JCAAに対し、契約上の義務違反がない旨を宣言するなどの仲裁判断を求めて仲裁申立てをしたところ、同年8月11日、 X らは、答弁書を提出するとともに、反対請求申立書を提出して、 Y らの解除が不適法である旨を宣言し、債務不履行に基づく損害賠償の支払を命じるなどの仲裁判断を求めた。

平成23年8月24日、 Y らは F を仲裁人に選任したが、 X らは同日までに仲裁人を選任しないので、JCAAが G を仲裁人に選任し、 F と G は、同年9月20日、仲裁廷の長たる仲裁人として E を選任した。

平成26年8月11日、仲裁廷は、 Y らの解除は適法である、 Y_1 には義務違反があるが、 X_1 は損害賠償請求権を放棄したなどとする本件仲裁判断をした。

3 平成26年11月13日、 X らは本件仲裁判断の取消しを求める申立てをしたところ、裁判所はこれを棄却したので¹⁾、 X らは、原決定の取消しと本件仲裁判断の取消しを求めて抗告した。

4 X らの主張は、 E はN法律事務所のシンガポール・オフィスに所属する弁護士であるが、同じくN法律事務所のサンフランシスコ・オフィスに所属する弁護士 O が、 Y_1 の完全兄弟会社であ

る P を被告とする米国でのクラスアクションにおいて P の訴訟代理人を務めていたと的事实（以下、本決定にならって、「本件利益相反事由」という。）があるにもかかわらず、 E は、これを開示しなかったものであり、この開示義務違反は、仲裁廷の構成または仲裁手続が日本の法令に違反するものとして取消事由（仲裁法44条1項6号）に当たるなどというものである。なお、弁護士 O は、遅くとも平成25年2月22日以降、N法律事務所のサンフランシスコ・オフィスに所属するものと認められ、米国でのクラスアクションでは、 Y_1 と P に共通の親会社である M も共同被告とされていた。

決定の要旨

1 「開示義務は、仲裁人を忌避するかどうかの判断資料を当事者に提供するためのものであるから、その対象となる事実は、忌避事由（仲裁法18条1項）そのものよりも広い範囲の事実が含まれると解するのが相当である。本件利益相反事由は、……抗告人ら〔 X ら〕の立場からすれば、 E を忌避するかどうかを判断するための重要な事実といえるから、これが、開示義務の対象となることは明らかである。」

「仲裁人は、仲裁手続の進行中、開示義務の対象となる事実の発生時期のいかんを問わず、開示していない事実の全部を遅滞なく開示しなければならないとされており（仲裁法18条4項）、これは、仲裁人の忌避制度の実効性を担保するとともに、仲裁に対する信頼を確保するためのものであるから、仲裁人の公正性又は独立性に疑いを生

じさせるおそれのある事実が客観的に存在しているにもかかわらずその事実を仲裁人自身が知らなかったという理由で上記開示義務を免除することはできない。」

「仲裁人が手間をかけずに知ることができる事実については、仲裁人には、開示のための調査義務が課されるべきである。そして、本件利益相反事由については、Eが所属する法律事務所であるN内においてコンフリクト・チェック（当該案件の当事者及び対象を明示して当該法律事務所所属の全弁護士に利益相反がないかどうかを照会して確認する手続）を行うことにより、特段の支障なく調査することが可能であったというべきである。本件においてこのような調査がN内で実施されたかどうかは一件記録上明らかでないが、当該調査が実施されたのに開示されなかった場合にはもちろんのこと、当該調査が実施されなかったために開示されなかった場合であっても、本件利益相反事由の不開示につき、開示義務違反の責任を免れない。」

「Eは、本件表明書において『Nの弁護士は、将来、本件仲裁に関係しない案件において、本件仲裁の当事者及び／又はその関連会社に助言し又はそれらを代理する可能性があります。』と表明しているが、これは、将来、生起する可能性のある抽象的、かつ、潜在的な利益相反を表明しているものにすぎず、これにより、現実に発生した本件利益相反事由を開示したことにはならないから、本件利益相反事由は『既に開示した』とはいえない。」

「以上に検討したとおり、本件利益相反事由につき、Eには開示義務違反（本件開示義務違反）があるというべきである。」

2 「仲裁人の開示義務が、仲裁手続の公正及び仲裁人の公正を確保するために必要不可欠な制度であることを考慮すると、本件開示義務違反は、それ自体が仲裁廷の構成又は仲裁手続が日本の法令に違反するものとして仲裁法44条1項6号の取消事由に該当するというべきである。」

「本件利益相反事由は、その内容からして、仲裁人の忌避事由に該当する可能性がないとはいえないものであり、その不開示は決して軽微な瑕疵とはいえない……、本件開示義務違反は、重大な手続上の瑕疵というべきであるから、それ自体が、

たとえ、本件仲裁判断の結論に直接影響を及ぼすことがないとしても、仲裁法44条1項6号の取消事由に該当するというべきである。」

「仲裁手続及び仲裁判断の公正を確保するとともに、仲裁制度に対する信頼を維持するためにも、本件仲裁判断をこのまま維持することはできず、したがって、当裁判所は、本件申立てを裁量棄却することはしない。」

判例の解説

一 本決定の意義

本決定は、利益相反事由にかかる開示義務違反を理由に仲裁判断の取消申立てを認めたものであり、公刊されたものでは初めての例であるとみられる。また、これを消極に解した第一審の判断を覆して仲裁判断を取り消したものであり、そのことから注目される。

弁護士を仲裁人に選任したとき、仲裁人の開示義務はどうであるか、その違反をどう考えるかなど、本決定は、利益相反事由にかかわる一つの事例判断ではあるが、実務上、重要な意義をもつといえよう。

二 本決定の検討

1 原決定と本決定とは、基本的な事実認定に大きな違いはないようであるが、その事実評価のしかたに違いがあり、仲裁人の開示義務違反とそこに結び付けられる効果の理解に違いがあって、結論が分かれたものとみられる。本件で問われたのは、わが国（または、わが国の裁判所）における利益相反に対する感度の問題であるとの指摘もあり²⁾、根底にそうした面があるのはそのとおりであろう。

2 仲裁人は、仲裁手続の進行中、すでに開示したものを除いて、「自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実」の全部を遅滞なく開示しなければならない(仲裁法18条4項)。仲裁人に就任しようとする者も、同じである(同条3項)。

このように、仲裁人（または仲裁人候補者）に開示義務が課されているのは、仲裁人の公正性・独立性を確保すべく、忌避の制度を設ける仲裁にあって、当事者の忌避申立権は、十分な情報が提

供されていることが前提にあつてはじめて実効あるものとなるからである³⁾。その趣旨からして、開示すべき事実は、忌避事由たる「仲裁人の公正性又は独立を疑うに足る相当な理由があるとき」(仲裁法18条1項2号)より、その範囲は広いとされる⁴⁾。いずれにせよ、開示義務の前提として、仲裁人は、開示すべき事実があるかどうか、合理的な範囲で調査する義務を負うと考えるのでなければならない⁵⁾。

以上を踏まえて本件についてみると、本件利益相反事由は、Eが本件仲裁廷の長に選任された後、本件仲裁の申立てから1年半ほどして、Oが同じ法律事務所に移籍してきたことによって生じたものであるが、いまやグローバル・スタンダードともいえる「国際法曹協会(IBA)による利益相反ガイドライン」⁶⁾に照らしても、開示すべき事実であったというべきであろう⁷⁾。

では、Eが本件利益相反事由を開示しなかったことは、開示義務違反となるのかどうか。本件において、Eが合理的な範囲で調査を尽くしたけれども、本件利益相反事由を知ることができず、それ故、開示できなかったというなら、開示義務違反を問うことはできないだろうからである。

ところで、Eが本件仲裁廷の長に就任するにあたってJCAAに提出した本件表明書の趣旨をどのように読むか、一つの問題となりうる⁸⁾。開示義務はいずれにせよ免除されないし⁹⁾、また、本件表明書をもって調査義務の履行拒絶を意図したわけではなく、なお調査義務を負っているのだとする¹⁰⁾、本件においては、本件利益相反事由が生じてから本件仲裁判断がされるまで1年半ほどが経過しているところ、この間、Eが合理的な調査をせず、本件利益相反事由を知ることができなかったのもやむをえないとは評価されないというならば¹¹⁾、開示義務違反となると解することになる。とはいえ、「合理的な」幅のとり方ではあるが、仲裁人就任後の継続的な調査義務は過度な負担にもなりかねず、選任時よりかは限定的でありえてよいとする考えにも¹²⁾、一定の合理性はあろう。

3 開示義務違反は、仲裁手続の法令違反として取消事由(仲裁法44条1項6号)に当たる¹³⁾。開示すべきであった事実が忌避事由に当たるときにかぎって取消事由となると考えるにせよ¹⁴⁾、

いわゆる裁量棄却の余地を認めるならば、具体的な事案における結論に大きな違いはなく、要は、説明のしかたの違いでしかないといえないでもない¹⁵⁾。しかし、開示すべきであった事実が忌避事由に当たらないときでも、開示義務違反そのものの悪性が高く違法性を帯びることはありえて、そのときには取消事由となると考えるならば¹⁶⁾、理論としては、開示義務違反そのものと、開示すべきであった事実が忌避事由に当たることは分けておくべきであろう。

そこで、開示義務違反は取消事由に当たるとしつつ、開示できなかったのは何故か、開示すべきであった事実は忌避事由に当たるのか、忌避事由に当たるとして、当該仲裁人の公正性・独立性をどれほどの深刻さで疑わせることになるか、そして、そのことが仲裁手続や仲裁判断にどのように影響したのかなど、実質的な判断を踏まえて、取り消すべきかどうかを決することになる¹⁷⁾。開示義務の意義、そして、仲裁手続や仲裁判断の公正確保をより重視して、忌避事由に当たる事実を開示しなかったという、その違反を捉えて、仲裁判断を取り消すべきとの考えは十分にありうる。しかし、仲裁判断を取り消したときには、それまでの時間、費用などが無駄なることを考慮すると、たとえば、3人の合議体たる仲裁廷が全員一致で仲裁判断をした場合には、開示すべきであった事実の重大な影響はみられないとして、仲裁判断を取り消すまでのことはないと考えてもよいのでないだろうか¹⁸⁾。

以上を踏まえて本件についてみると、本件利益相反事由は、外形的には、忌避事由に当たる可能性が高い¹⁹⁾。もっとも、同じ法律事務所とはいえ、所在国が異なる2つのオフィスはどのような経済的關係にあり、どのように経済的に影響し合っているのかなど²⁰⁾、本件事案に即して具体的に吟味する必要はあろう。

問題は、仲裁手続や仲裁判断の公正確保と衡量しつつ、本件利益相反事由が重大な影響を与えたといえるかどうかである。原決定は、EとOとの間で情報交換がされた事情は認められず、Eは米国でのクラスアクションに関する情報に接する機会はなかったなどとして、取消しを認めなかった。これに対しては、それだけで軽微な瑕疵だというのは表面的であると批判され²¹⁾、もっともなところもある。それにしても、それらにつき取消申

立人に主張立証を求めるのでは、酷な結果となることもあろう²²⁾。そうした面があることは否めないが、強いていうなら、そのような事態が生じるのは、この場合にかぎったことでもなく、一般論として手当てされるべきものであろう。

三 本決定の評価

以上までに検討したように、本件利益相反事由は開示すべき事実であって、それをEが開示しなかったことは開示義務違反であると考え、そして、開示すべきであった事実は忌避事由に当たると考えるにせよ、それらのことから本件仲裁判断の取消しを導いた本決定の論の運びは、いささか乱暴にすぎないように思われないでもない。

本決定に対しては抗告許可申立て、特別抗告がされているとのことであり、最高裁の判断が待たれるところである。

●—注

- 1) 大阪地決平27・3・17判時2270号74頁、金判1471号52頁(LEX/DB25540813)。原決定について、長谷川俊明・際商44巻1号(2016年)34頁、芳賀雅顯「判批」JCA63巻4号(2016年)55頁参照。
- 2) 浜辺陽一郎「判批(本決定)」WLJ判例コラム87号(2016年)5~6頁。
- 3) 近藤昌昭ほか『仲裁法コンメンタール』(商事法務、2003年)78~79頁、小島武司=高桑昭編『注釈と論点仲裁法』(青林書院、2007年)112頁[森]、小島武司=猪股孝史『仲裁法』(日本評論社、2014年)216頁など。
- 4) 近藤ほか・前掲注3)80頁、小島=猪股・前掲注3)218頁、日下部真治「忌避及び利害関係情報開示に関する諸問題」仲裁・ADRフォーラム1号(2007年)58頁、山本和彦=山田文『ADR仲裁法[第2版]』(日本評論社、2015年)335頁など。
- 5) 三木浩一=山本和彦編『新仲裁法の理論と実務』(有斐閣、2006年)164頁[三木発言]、小島=猪股・前掲注3)220頁など。
- 6) 小原淳見「国際仲裁の国際標準」法時87巻4号(2015年)9頁、谷口安平=鈴木五十三編著『国際商事仲裁の法と実務』(丸善雄松堂、2016年)174頁[高取=一色=松本]参照。
- 7) 芳賀・前掲注1)58頁も同様。
- 8) Eが、平成23年9月20日付けでJCAAに提出した本件表明書には、決定の要旨で引用された箇所に続けて、「私は、本件仲裁の係属中、かかる職務に関与し又はかかる職務の情報を与えられることはありませんし、また、かかる職務が、本件仲裁の仲裁人としての私の独立性及び公正性に影響を与えることはないと考えています。」

とある。

- 9) 小原・前掲注6)10頁は、将来、事務所が受任する事件についてコンフリクトを主張しないよう求める事前放棄書への署名が求められることがあるが、利益相反ガイドラインの2014年改正では、これに署名しても、仲裁人が継続的な開示義務を免れないことが明記されたが、事前放棄それ自体の有効性については、このガイドラインでは明らかにしておらず、各事案で適用される法令のもとで判断されるべきとの立場だという。
- 10) 中村達也「仲裁判断取消しの裁量棄却について」立命363=364号(2016年)437頁参照。
- 11) 浜辺・前掲注2)6頁は、世界的に展開する事務所であれば、コンフリクト・チェックのシステムを十分に整備できるはずだろうし、それなりに大きな経済的利益を得ているのだから、それくらいの義務を負わせてもあながち不当ではないのでないかと指摘する。
- 12) 日下部・前掲注4)59頁参照。
- 13) 三木=山本編・前掲注5)167頁[近藤発言]、小島=猪股・前掲注3)221頁、山本=山田・前掲注4)336頁、日下部・前掲注4)60頁など。なお、小島=高桑編・前掲注3)112~113頁[森]。
- 14) 芳賀・前掲注1)59頁。三木=山本編・前掲注5)167頁[三木発言]も参照。
- 15) 芳賀・前掲注1)59頁。
- 16) 三木=山本編・前掲注5)162頁[小島発言]参照。また、三木=山本編・前掲注5)167頁[三木発言]も参照。なお、日下部・前掲注4)60頁参照。
- 17) 近藤ほか・前掲注3)249頁、小島=猪股・前掲注3)222頁、山本=山田・前掲注4)336頁など。
- 18) 中村・前掲注10)435頁が紹介する。
- 19) 芳賀・前掲注1)58~59頁は、IBAガイドラインのオレンジ・リスト3.1.4「仲裁人の法律事務所が、過去3年以内に、別の事件について当該仲裁人が関与していないもの、当事者の一方もしくはその関連社のために、またはこれらを相手方として代理人を務めたこと」を参照して、忌避事由に該当するという。中村・前掲注10)437頁とその注61は、同じくIBAガイドラインの放棄可能なレッド・リスト2.3.6「仲裁人の法律事務所が、現在、一方当事者またはその関連会社との間で、重大な商業上の関係を有する」を参照して、本件事情がこれに該当するときは、取り消されることになるという。
- 20) 浜辺・前掲注2)3~4頁参照。ただし、浜辺・同前が指摘するように、法律事務所内部の実情に踏み込むには、相当程度の限界があろう。
- 21) 浜辺・前掲注2)3頁。
- 22) 芳賀・前掲注1)59~60頁は、原決定の判示を踏まえ、結論自体は適切であったと評価しつつ、そのように指摘する。